

吉川市空き家バンク媒介に関する  
協定書

吉 川 市  
公 益 社 团 法 人  
全日本不動産協会埼玉県本部県東支部

## 吉川市空き家バンク媒介に関する協定書

吉川市(以下「甲」という。)と公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部県東支部(以下「乙」という。)とは、吉川市空き家バンク実施要綱(平成30年吉川市告示第68号。以下「要綱」という。)に基づき実施する空き家等の媒介などについて、次のとおり協定を締結する。

### (総則)

第1条 甲及び乙は、地方公共団体又は公益社団法人として各自の社会的使命を有する立場と双方の信義、誠実の原則に立ち、この協定に基づき、物件に係る売買、賃貸借等の適正かつ円滑な推進に資するものとする。

### (目的)

第2条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力して、市内の空き家等を市場へ流通させることで、空き家等を減らし、良好な住環境の確保及び定住促進等による地域の活性化を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第3条 この協定において「空き家等の媒介業務」とは、要綱第6条に規定する物件登録者と、要綱第4条第4項に規定する媒介業者(以下「担当媒介業者」という。)との間で締結された媒介契約書に基づき実施する業務のことをいう。

### (甲が行う業務)

第4条 甲は、次に掲げる空き家等に関する情報を乙に提供するものとする。

- (1) 要綱第4条第1項に規定する「物件登録カード」の情報
- (2) 要綱第9条第1項に規定する「利用者登録カード」の情報
- (3) 空き家等の所有者等から相談を受けた内容(相談者の了解を得た場合のみ)

- 2 甲は、空き家等の所有者等から要綱第4条第2項に規定する現地調査を実施する場合、日程について、乙と調整するものとする。
- 3 甲は、次に掲げる空き家等に関する事務を行うものとする。
  - (1) 空き家等の物件登録に関する事務
  - (2) 空き家等の利用登録に関する事務
- 4 甲は、乙から次条第2項に定める媒介業者選定の報告を受けたときは、媒介業者を決定し、要綱第4条第4項に規定する「媒介業者決定通知書(様式第4号)」により、速や

かに登録者に通知するものとする。

5 甲は、吉川市空き家バンクに登録している情報を次に掲げる方法により公開し、広く一般に周知するものとする。

(1) 甲がインターネット上に開設する「吉川市空き家バンク」

(2) 民間事業者がインターネット上に開設している「全国版空き家バンク」

6 甲が新たに実施する空き家等に関する周知活動については、原則、事前に乙と協議して実施するものとする。

(乙が行う業務)

第5条 乙は、甲から提供された空き家等に関する情報について、所属会員へ周知するものとする。

2 乙は、甲から前条第1項第1号に規定する情報を受けたときは、速やかに会員の中から媒介する業者を選定し、甲に報告するものとする。なお、要綱第4条第1項に規定する登録申込者から媒介業者の選定に当たり希望等があった場合は、その希望等に配慮して、選定するものとする。

3 担当媒介業者は、次の調査を実施するとともに、その結果を甲に報告するものとする。

(1) 売買又は賃貸の契約に必要な事項の調査

(2) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)（以下「宅建業法」という。）第3

5条第1項に規定する重要事項の説明に必要な調査

(3) その他媒介業務に必要な事項の調査

4 担当媒介業者は、担当する物件について、売買契約又は賃貸借契約が早期に成立するよう交渉に当たるものとする。

5 担当媒介業者は、担当する物件の交渉及び売買契約又は賃貸借契約の結果について、要綱第13条第3項に規定する「吉川市空き家バンク媒介結果報告書(様式第14号)」により、甲に報告するものとする。

(媒介の報酬)

第6条 物件の媒介に係る報酬は、宅建業法第46条第1項の規定により、国土交通大臣が定めた報酬の額以内とする。

(苦情又は紛争の処理)

第7条 この協定に基づく業務に関して苦情又は紛争が発生した場合には、甲乙協議の上、処理するものとする。ただし、物件の媒介に係る事項については、乙の責任において処

理するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日の翌日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヵ月前までに、甲又は乙のいずれからも文書による協定終了の意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協定の解除)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づく事項に関し、不正又は不誠実な行為をしたときは、催告しないで協定を解除できるものとする。

2 前項の規定によりこの協定が解除され、乙に損害が発生した場合であっても、甲はその賠償の責を負わない。

(事務の処理)

第10条 甲又は乙は、事務の諸手続きを円滑に処理するため、それぞれ事務取扱責任者を置くことができる。この場合において、甲又は乙は書面により通知するものとする。

(その他、疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年3月28日

甲 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地

吉川市

吉川市長

中原直人



乙 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目10番4号

全日埼玉会館

公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部県東支部

支部長

由利義正

